

気候変動における適応

気候変動リスクの管理に関する動向

斉藤 照夫 Teruo Saito

NKSJ リスクマネジメント株式会社

顧問

はじめに

気候変動問題は、持続可能な発展を実現するために、人類が力を結集して乗り越えなければならない挑戦である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書は、地球温暖化の影響を防ぐためには緩和策（mitigation）と適応策（adaptation）の両者が必要であり、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策を確実に進めるとともに、最も厳しい緩和の努力をしても今後数十年は地球温暖化の影響を避けることができないため、気候変動の影響を低減する適応策が不可欠であると指摘している。このような背景の下で、企業が事業に係る適応策を通じ気候変動リスクを適切に管理してステークホルダーの期待に応えていくことは、2010年11月に発行された社会的責任に関する規格ISO 26000¹にも示されているように、社会的責任となっている。このような企業の適応策への取り組みを促すため、行政による諸施策がEUなどで進められている。一方、開発途上国は気候変動への脆弱性が著しく、適切な適応策が講じられなければ大規模な環境難民の発生や、水・食料などの不足をめぐる紛争の発生につながることも懸念されている。このため後発開発途上国（Least Developed Countries, LDC）では国際的な支援の下に国別適応行動計画（National Adaptation Programmes of Action, NAPAs）が策定され、緊急に必要な早期警報システム、災害リスク低減、食料安全保障の改善、水資源管理などの適応プロジェクトが進められてきた。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）においては、開発途上国の適応策の一層の強化を図るための枠組みの検討が進められ、2010年末にメキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、今後の適応策の大枠となる「カンクン適応枠組み（Cancun Adaptation Framework）」²が合意された。本稿では、企業における適応策への取り組みの方向と、この促進のための行政による制度を見ていくとともに、開発途上国の適応策の強化に向けた国際的な状況を紹介することとしたい。

1. 企業における気候変動リスクへの対応

1.1. 概要

グローバル化が進展し、企業活動や市民の生活において国境を超えた相互依存が強まる中、気候

¹ ISO, 2010, ISO 26000(Guidance on social responsibility)

² UNFCCC, 2010, Cancun Adaptation Framework (http://unfccc.int/adaptation/cancun_adaptation_framework/items/5852.php)

変動、生物多様性、貧困、人権といった、1つの国や1つのセクターだけでは解決できない課題の解決のため、企業が積極的に課題解決に取り組むことが求められている。そうした社会環境のもと、国際的なルールの1つとして組織の社会的責任 (Social Responsibility, SR) に関する国際規格 ISO 26000 が制定され、2010年11月に発行された。この規格は、企業はもちろん、自治体、組合、学校、病院、NPO・NGOなどのすべての組織を対象として、持続可能な社会への貢献を促すためのガイダンス文書(手引書)である。ISO 26000では、組織が社会的責任を果たす上での全体像として「7つの中核主題³」とこの下での「課題」、「アプローチ」を提示しており、気候変動の適応策は、「環境」の中核主題の下に、明確に位置づけられている。

気候変動は洪水、土砂災害、海面上昇、健康被害、農業・林業・漁業の生産低下、水供給の不足、生態系の変化などの広い分野で広範な影響をもたらす。このため適応策も、幅広いセクター別にそれらの特性に応じて推進される必要がある。UNFCCC事務局では、2008年に、適応策のために必要となる年間の追加的投資および資金フローについて、5セクターに分類した上で推計を行っている。これによると、2030年において、適応のために490億ドルから1710億ドルの費用が必要という結果となっている(表1)。

表1 2030年に適応策のために必要とされる追加的投資および資金フロー(セクター別)⁴

セクター	分野 / 検討される適応対策	世界でのコスト (10億米ドル, 2005年価格)	開発途上国で必要な比率(%)
農業、林業、漁業	生産・加工、調査・研究、拡充活動	14	50
水供給	水供給インフラ	11	80
人の健康	下痢症、栄養不足、マラリアの増加への対応	5	100
沿岸域	養浜、堤防	11	45
インフラ	新規のインフラ	8 - 130	25

このような広範な気候変動のリスクに対して企業が適応策を講じるに当たっては、各事業の特性や立地する地点の自然的、社会的条件により影響の内容が違ってくることから、企業ごとに、将来の地域的な気候予測を考慮して自らへのリスクを評価・特定し、適切な適応策を計画して企業経営の意思決定に統合し実施する必要がある。このリスク評価の推進プロセスについては、英国の環境食料地方省(Department for Environment Food and Rural Affairs, DEFRA) が2009年に発行した「気候変動リスク評価のための法令上の指針」⁵の中で示している方式が参考となる。ここではまず、企業が、将来における気候変動の事業活動への影響を、現在可能な最善の技術を用いて評価し、企業の脆弱性と照合して、優先対応が必要なリスクを特定する。この分析により、あるリスクに対しては速やかに適応策が実施されることとなるが、別のリスクはさらに長い検討の期間が必要とされることがある。次に、特定されたリスクに対処する適応の計画と工程表の開発を行う。この際には、経済的、社会的、環境的な持続性などを考慮し、また、今後の新しい科学的知見や気候変動予測の不確実性を踏まえた柔軟なリスク管理が必要であるとされる。そして、適応策を経営の意思決定に統合

³ 「組織統治」「人権」「労働慣行」「環境」「公正な事業慣行」「消費者課題」「コミュニティへの参画およびコミュニティの発展」の7つ

⁴ UNFCCC, 2008, Investment and financial flows to address climate change: an update
(<http://unfccc.int/resource/docs/2008/tp/07.pdf>)

⁵ DEFRA, 2009, Adapting to Climate Change: helping key sectors to adapt to climate change, Statutory Guidance to Reporting Authorities 2009 (<http://archive.defra.gov.uk/environment/climate/documents/interim2/report-guidance.pdf>)

していくが、この際には、適応策の効果についてモニタリングするとともに、残存リスクの影響についても継続して分析し、その適応策を検討していく。

ISO 26000 では、気候変動への適応策について、「気候変動の緩和と適応」の課題の中で、気候変動に関連する災害を回避又は最小限に抑える機会を特定することなどを示しているが、これ以外の課題とも関連しており、例えば、「消費者課題」の中核主題下の「必要不可欠なサービスへのアクセス」の課題や、「環境」の中核主題の下「汚染の予防」の課題にも深く関わっている。今後、ISO 26000 は、社会的責任のソフトロー（拘束力が緩やかな共通規範）として影響する可能性が高く、今後一層、適応策が推進されていくことが期待される。以下では、これらの組織の課題に関連して、近年 EU などでも進みつつある行政による企業の適応策を促すための施策について、その概要を紹介する。

1.2. 災害の回避・影響の最小化

気候変動に伴い集中豪雨の増加や海水面の上昇、台風の強大化などによる洪水や高潮、土砂災害などの災害の被害が強く懸念されている。企業は、適応策の実施により、自らの被害を最小にするとともに、重要な事業が中断して取引先などのステークホルダーに対し部品や製品の供給途絶などの影響を与えないよう事前に体制を整えておくことが求められる。半面、適応策の的確な準備は、ステークホルダーに対して、災害への対応が進んだ企業として信頼と評価を得る機会ともなる。ISO 26000 でも災害を回避又は最小限に抑える機会を特定し、可能な場合、状況の変化に適応する機会を活用することを組織の課題と掲げている。

このような企業の取り組みを行政が促すため、将来の気候変動による地域的な災害リスクを予測・評価し、その結果を開示して、企業の意識向上を図り、自主的な適応の取り組みを促進する政策が EU で進みつつある。すなわち、高潮を含む洪水災害について、EU は 2007 年 10 月に「洪水指令」(Flood Directive、「洪水リスクの評価と管理に関する EU 指令」⁶) を公布し、気候変動リスクを洪水リスク評価の重要な要素に組み入れて、次に示すような 3 段階の洪水リスク管理措置を講じることを規定している。

2011 年 12 月までに、加盟国は、域内の河川沿岸・沿岸域について、既に利用可能な知見に基づき気候変動が洪水発生に与える長期影響を考慮のうえ、予備的な洪水リスク評価を行い、洪水リスク地域を特定する。

2013 年までに、洪水被害が想定される地域について、洪水ハザードマップと洪水リスクマップを策定する。洪水ハザードマップは、可能性が中程度（少なくとも 100 年に 1 回の事象）の洪水のシナリオや可能性は低い激甚な洪水の発生シナリオにおける、洪水の及ぶ範囲や水位を示す地図である。洪水リスクマップは、リスクに曝される居住者や事業活動の範囲、流出汚染事故の予防が必要な施設の位置や被害のおそれがある重要な環境保護地域などが記載される。これらのマップは公表され、企業や市民の洪水リスクへの取り組みを誘導する。

2015 年までに、これらの地域を対象にリスク管理計画を策定する。リスク管理計画には、洪水および洪水により想定される影響を低減するための対策が含まれる。この内容には、洪水の発生可能性が高い地域への住宅・工場建設の回避策や今後の開発事業を洪水リスクに適応させることを通じて洪水被害を削減する「予防策」、氾濫源や湿地の再生を図って洪水発生の可能性や洪水のインパクトを低減させる「保護策」、一般市民に対し、洪水時の対処の仕方を周知する「準備策」を含めて、あらゆる段階での洪水リ

⁶ EUR-Lex, 2007, Directive 2007/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2007 on the assessment and management of flood risks (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:288:0027:0034:EN:PDF>)

スク管理が対象となる。この策定、レビュー、改定に当たり利害関係者（Interested Parties）の積極的な関与が奨励され、策定された計画は公表される。

上記の3段階の措置は、6年ごとにレビューされ、必要な改定がなされるが、その際には、洪水発生への気候変動のインパクトを考慮して行うこととされている。また、米国においても、2009年10月のオバマ大統領の施行命令（Executive Order）に基づき、気候変動適応に関する連邦の省庁間タスクフォースが、気候変動によるリスクと脆弱性の評価と影響を管理する方策について検討を行っており、そのレポートが2010年に提出されている。この中で、災害対策を所管する連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency of the United States, FEMA）は、気候変動の将来影響を考慮して洪水保険マップをアップデートする意図を示している⁷。

このように、EUなどでは、気候変動の災害リスクにかかる予測情報を開示して、企業などの自主的なリスク管理を誘導していく手法が採用されており、わが国においても、企業が適切に気候変動への適応策を講じることができるような促進施策が望まれる。また、地方公共団体がその地域特性に応じた適応策の方向を示していくことも有効である。例えば埼玉県川口市では、環境基本計画の中で、市域における適応策を調査・研究していく方針を示しており⁸、今後、地方公共団体によるこのような取り組みの推進が期待される。

1.3. 必要不可欠なサービスへのアクセスの確保

気候変動の影響により、電気・ガス、水道、廃水処理、下水、通信などライフラインやインフラ施設への影響が増大し、場合によっては、サービスが中断することが懸念される。必要不可欠なサービスの休止・中断を避けるためにシステムを改善・保守していくことは、このようなサービスを提供する企業の社会的責任となっている（ISO 26000の中核主題「消費者課題」下の「必要不可欠なサービスへのアクセス」）。このため、ライフラインや基幹インフラを提供する企業にとって、気候変動リスクを評価し、適応策を計画することはとくに重要である。

この対応の促進のため、英国では2008年の「気候変動法（Climate Change Act）」に基づき、ライフラインやインフラの供給事業者に対して、事業への気候変動の現在および将来の影響の評価を行い、気候変動リスクに対処するための計画・政策および工程表を作成し、政府に報告することを求めている。この制度は、重要なサービスとインフラを管理する事業者にとって、気候変動リスクと影響を評価し、適切な対応のための計画をたてることがリスクマネジメントの一環として緊要であることから、報告制度により気候変動の影響が確実に考慮されるようにするものである。提出された報告書は、政府のウェブサイトで公表され、大学などのリスク評価専門家により分析されるとともに、規制官庁によりレビューされ、適応策への支障となる政策の改善など、国の気候変動政策に反映されることになる。現在、この制度に基づき、ナショナル・グリッド社（送電・ガス）、ナショナル・ユーティリティーズ社（水道）、ネットワーク・レール社（鉄道）などが、政府に気候変動リスク評価書を提出している。

わが国でも、ライフライン・インフラ事業者による対応が進められており、例えば、東京電力においては変電所などの拠点施設における機器などの設置高は原則として近傍河川の計画高水位以上となるようにし、この設置高が確保できない場合は敷地や設備の高上げや防水壁の設置など水防対策を実施して、施設の耐水

⁷ The interagency climate change adaptation task force 2010, progress report of the interagency climate change task force (<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ceq/Interagency-Climate-Change-Adaptation-Progress-Report.pdf>)

⁸ 川口市, 2011, 第2次川口市環境基本計画 (<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/Files/1/28010318/attach/kihonkeikaku.pdf>)

性を確保する対策を進めている⁹。今後は、必要不可欠なサービスへのアクセス確保の更なる強化のため、気候変動の影響による洪水のピーク流量の増加リスクへの対処を含め、行政・企業の連携した取り組みの推進が期待される。

1.4. 汚染の予防

気候変動に伴う災害リスクの増大により、有害物質や油の貯蔵施設が損傷し、流出事故が発生することが懸念される。流出事故の恐れのある貯蔵施設について、環境的事故の予防・準備プログラムをたて、当局、地域コミュニティなどのステークホルダーと連携して緊急対策を準備することが、設置者の社会的責任となっている（ISO 26000の中核主題「環境」の下の「汚染予防」）。このため、施設の設置・管理者は、当局などとの連携の下に、施設の嵩上げや水災耐性の強化などの流出事故による汚染の予防策を強化するとともに、事故時には速やかな汚染拡大防止と復旧の措置を実施することが必要である。これに関連して、2009年に強化された「水質汚濁防止法」は、有害物質などを使用・貯蔵する施設の設置者に対して、事故の際の速やかな対応と当局との連携措置を求めている。

これまで、河川・水路で発見される有害物質や油による水質事故（水質異常）件数は増加してきており、平成21年には、全国の一級河川での水質事故は1372件（うち上水道の取水停止を伴う重大事故は22件）となっている（図1）。水質事故防止のため、「水質汚濁防止法」では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質や油を含む水が河川などの公共用水域や地下に流出したことにより、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるときに、工場・事業場の設置者に対し、事故時の措置（直ちに、引き続き有害物質又は油を

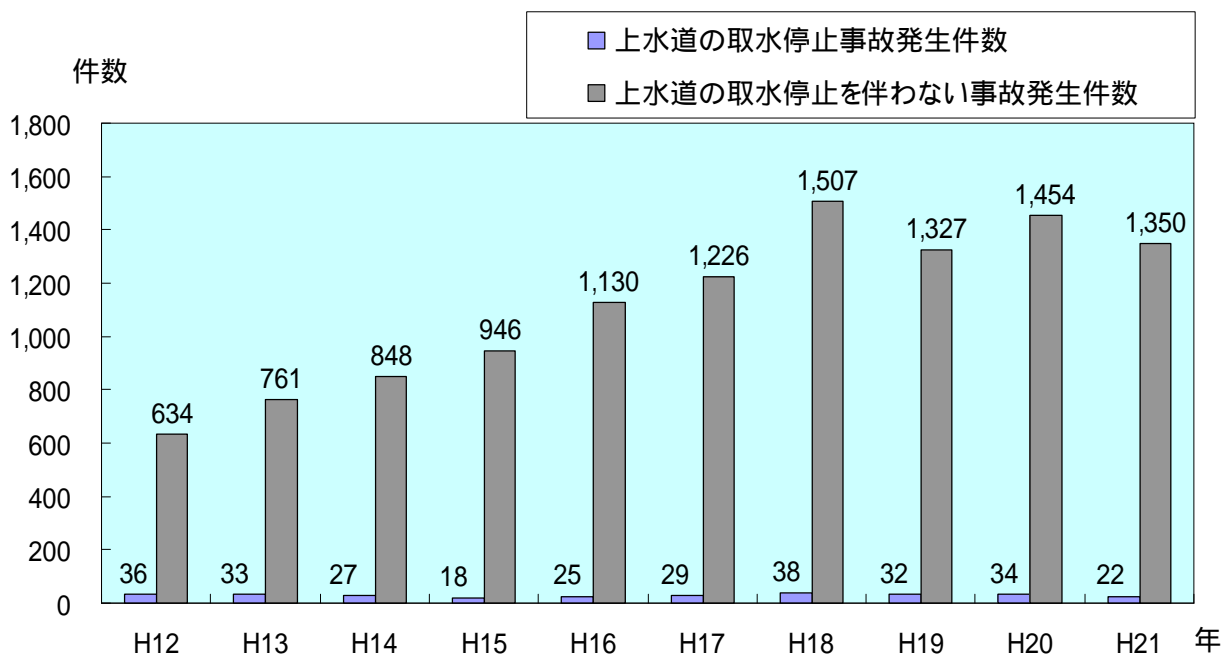


図1 水質事故発生件数と上水道の取水停止事故発生件数の推移¹⁰

⁹ 中央防災会議, 2010, 大規模水害に関する専門調査会報告
(http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/suigai/100402/100402_shiryu_2.pdf)

¹⁰ 国土交通省, 2010, 平成21年全国一級河川の水質現況 (<http://www.mlit.go.jp/common/000135677.pdf>)

含む水の排出防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況などを都道府県知事などに届け出ること)を義務付けていたが、水質事故防止強化の観点から、2009年に水質汚濁防止法が改正され、これまでの有害物質・油に加え、リスクの高いトルエンやクロロホルムなど52種類の物質が、事故時の措置の対象物質として追加されたところであり、今後の着実な対処が期待される。

2. 開発途上国の適応のための国際的検討

2.1. 気候変動枠組条約における適応策の推進

開発途上国は、気候変動の影響に対して先進国より脆弱性が高く、適応策の推進が重要な課題となっている。適応策が十分に実施されない場合、貧困の恒久化や大規模な人口移動、広域感染症の発生などが生じ、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals, MDGs) の達成に向け、これまで積み上げてきた成果が失われる事態も懸念される。これを踏まえ、気候変動の被害に特に脆弱なLDCにおける適応プロジェクト推進のため、NAPAsが、後発開発途上国基金 (Least Developed Countries Found, LDCF) の支援のもとに、ボトムアップ型の分析に基づいて策定されてきている。2008年11月現在、48件のうち38件のNAPAsの策定が完了し、これにより、計430件の適応プロジェクトが認定されている。このうち、費用が明確な385プロジェクトの状況を表2に示す (UNFCCC事務局調べ)。対策費用の大きなプロジェクトは、農業/牧畜/水産業、水資源、沿岸域/海域生態系のセクターであり、これらのセクターの脆弱性が高く、適応に大きな投資額が必要とされていることを示している。

表2 国別行動計画で認定されたプロジェクト (セクター別)¹¹

プロジェクト種別	プロジェクト数	総費用 (USD)
農業 / 牧畜 / 水産業	104	269,692,234
水資源	57	140,960,970
沿岸域 / 海域生態系	34	95,671,300
森林	33	53,494,730
健康	31	40,043,000
セクター横断分野	27	740,227,240
陸域生態系 / 生物多様性	21	24,908,592
早期警報および予報	15	37,423,063
エネルギー	15	27,964,120
水産業	14	35,375,500
インフラ	13	16,881,631
教育	10	9,005,000
災害管理	8	12,953,597
観光	2	1,250,000
保険	1	225,000
合計	385	1,506,075,977

¹¹ UNFCCC, 2008, Investment and financial flows to address climate change: an update

これらのプロジェクトは、LDCにおいて当面緊急に必要とされる事業のみを抽出したものであり、他の開発途上国を含めた開発途上国全体の気候変動への回復力の強化と持続的な発展を中期的に確保するためには、さらに多くの事業が必要とされる。気候変動枠組条約のもとで、適応策の強化を進めるため、2007年のCOP13で採択されたバリ・ロードマップに基づいて、適応策の推進枠組みについての国際交渉が進められてきた。この結果、2010年末に開催されたCOP16において、次のようなカンクン適応枠組みが合意された。

実施 (Implementation): 全ての締約国が、適応行動の計画を策定し優先順位をつけて実施すること、適応行動への支援や適応行動の実施の情報を既存のチャンネルを通じて提供すること、LDCが国別適応計画 (national adaptation plan) を NAPAs 実施の経験に基づいて策定・実行するプロセスを進めるとともに、他の開発途上国にも同プロセスの採用を呼びかけること、気候変動への脆弱性が高い開発途上国における気候変動の悪影響に伴う損害と損失への取り組みに関する作業プログラムを実施すること

支援 (Support): 先進国が、開発途上国に対し、特に脆弱な人々のニーズを考慮して、カンクン適応行動枠組みに基づく適応行動を含め、地方、国、サブリージョン、地域レベルの適応のプロジェクト実施のために、長期的かつ大規模な、予測可能な新しい追加的な資金、技術、キャパシティビルディングの支援を行うこと

制度 (Institution): 世界レベルにおいて、適応に関して条約に基づき首尾一貫した方法により強化された行動の実行を促すために適応委員会 (Adaptation Committee) を設置すること、地域レベルにおいて、特に開発途上国において地域センターやネットワークを強化又は (適切な場合に) 設立すること、国レベルにおいても制度的措置を強化又は (必要な場合に) 設立・指定すること

原則 (Principles): 条約に従って取り組むこと、国はジェンダーに配慮した参加型で透明性の高い方法に従って、脆弱なグループやコミュニティ、生態系を配慮しながら進めること、利用できる最高の科学および適切な場合には伝統的な先住民の知識に基づいて進めること、適応策を関連する社会的、経済的、環境的政策と行動の中に組み入れること

ステークホルダーエンゲージメント (Stakeholder Engagement): 関連する国際的組織、地域的または国の組織、公共と民間の部門、市民組織、および他のステークホルダーに対して、すべてのレベルにおいて適応行動の推進と支援に取り組むよう呼びかけること

これらのカンクン適応枠組みの内容は、ポスト京都議定書の次期枠組みの中に組み入れることを目標に、2011年末のCOP17に向けて、更なる検討のための国際交渉が進められている。

2.2. 開発途上国の適応策の支援

開発途上国の適応策の推進には追加的に必要な費用として、2030年において280億ドルから670億ドルを要すると推計されている。一方、開発途上国で気候変動の適応に利用できる資金は、一人当たり年間3セントから3ドル82セントに過ぎないといわれており、十分な適応ニーズに応えることはできず、国際的な支援のための資金メカニズム構築が課題となっている。これまで、気候変動枠組条約および京都議定書のもとに、適応対策に向けた戦略的優先項目 (Strategic Priority on Adaptation, SPA, 地球環境ファシリティ (Global Environment Facility, GEF) 信託基金の分野)、特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund, SCCF)、LDCF、適応基金 (Adaptation Fund) の4つの資金支援の仕組みが設けられている。このうち、前3者は枠組条約のもとにGEFに設けられた先進国の任意拠出によるものであり、中でもLDCFは、LDCにおけるNAPAsの策定およびNAPAsに記載されたプロジェクトの推進に大きな役割を果たしてきた。適応基金は、京都議定書の

下に設けられ、京都議定書の締約国である開発途上国の適応プロジェクトに対し資金を提供するもので、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism, CDM）事業の収益金の2%が同基金に拠出され、適応基金理事会（Adaptation Fund Board）によって運営されている。ただ、これらの4基金では資金枠が限られており、今後の気候変動の影響に脆弱な開発途上国の温暖化対策に必要な額を満たすことができないため、2010年末のカンクン合意（Cancun Agreements）¹²において新たに「グリーン気候基金（Green Climate Fund, GCF）」を設置することが合意された。GCFは、気候変動枠組条約のもと設置される24名（先進国から12名、開発途上国から12名）からなる理事会によって運営され、開発途上国の理事メンバーは、国連の地域グループと小島嶼国、LDCから選出される。世界銀行が資産管理の受託者（trustee）になるが、3年後に見直しが予定されている。基金の設計は、カンクン合意の「グリーン気候基金の計画のための検討範囲」（決定附属書 / CP.16）に従い、先進国15名、開発途上国25名で構成される移行委員会（Transitional Committee）において検討されるが、わが国も移行委員会のメンバーとして参加しており、的確な基金設計が期待されている。

また、気候変動による被害・損失が発生した場合に、その損害の補填と速やかな復旧のためのリスク分散システムの整備も必要である。もし、リスクの移転などが行われなければ、甚大な被害を受けた地域社会は貧困化が進み適応策の実施が停滞して、気候変動への脆弱性が一層増大するという悪循環を招きかねない。これを遮断する保険などの仕組みは、既にいくつかの開発途上地域で大きな成果を挙げている。例えば、モンゴルでは、4,500を超える牧畜民が官民連携のインデックス保険スキームに加入し、冬の特に厳しい寒さで家畜の大量死が生じた場合の補償として140万ドルの損害保険金の支払いを受けている。また、ハリケーンや地震の被害が多発するカリブ海諸国の政府と民間のパートナーシップ組織である「カリブ海諸国巨大災害リスク保険機構（Caribbean Catastrophe Risk Insurance Facility, CCRIF）」は、2008年にハリケーンアイクによって大災害を受けたタークス・カイコス島政府に対し、650万ドルの保険金を速やかに支払って、同国の復旧を支援している。しかし、開発途上国では、建築基準や土地利用規制などのリスク低減策の整備が不十分で損害が大きくなりやすいことや、システム設計の基礎となるデータの整備・提供の体制が不十分な場合が多いことから、官民の連携による適切なシステム構築の検討が必要となっている。これには保険に関するナレッジや専門性が必要となるため、ジュネーブ協会（Geneva Association）をはじめとする保険関係の4団体は、2010年9月に開発途上国における気候変動への適応の枠組みの検討に際して、保険業界の専門性と経験を活かしていくことを要請するステートメントを発している¹³。現在、UNFCCCの下で「実施に関する補助機関（Subsidiary Body for Implementation, SBI）」において、カンクン合意に基づいて損害と損失への取り組みに関する作業プログラムについての検討が、気候リスク保険機関の開発可能性やマイクロインシュアランス（micro-insurance）を含めたリスク共有・移転メカニズムの選択肢などの検討を含めて各国などの意見を聞きつつ進められており、今後、専門的な知見が反映され現実的で効果的なスキームの検討が進むことが期待される。

¹² UNFCCC, 2010, The Cancun Agreements: Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention (<http://unfccc.int/resource/docs/2010/cop16/eng/07a01.pdf#page=2>)

¹³ The Geneva Association et al, 2010, Joint Statement of The Geneva Association, UNEP FI, MCII and ClimateWise: Risk management and climate change in the developing world (http://www.genevaassociation.org/pdf/Risk_Management/GA-Developing_World_Press_Release.pdf)

おわりに

気候変動が人類社会にとって大きな課題となってきた今日、昨年制定されたISO 26000が示すように、事業に係る適応策を講じ、気候変動によるリスクを最小化してステークホルダーの期待に応えていくことは、企業の社会的責任となってきた。このため、企業がリスク評価を行い、優先して対処すべきリスクについて適応計画を立案し、適応策を経営と統合していく取り組みが望まれる。また、企業の自主的な適応への取り組みを促すため、行政においては、EUの洪水指令による気候変動を勘案した洪水リスクマップの作成・公表や、英国のライフラインや重要インフラを扱う事業者に対するリスク評価書の報告を求める制度などのような、促進のための制度を設けることも重要となっている。気候変動に脆弱な開発途上国においては、このままでは甚大な被害が生じMDGsの達成に向けこれまで積み上げてきた成果を失う事態も懸念されている。このため、開発途上国の適応策の一層の強化を図るための国際的な仕組みが気候変動枠組条約のもとで検討され、2010年のCOP16において今後の適応策の大枠を定める「カンクン適応枠組み」が合意された。今後は、この枠組みを踏まえて、更に具体的な検討の実施と、これを支える資金メカニズムなどの検討が推進されることが期待される。

執筆者紹介

斉藤 照夫 Teruo Saito

NKSJ リスクマネジメント株式会社 顧問

専門は環境政策、環境法、環境教育

著書に『環境・防災法』（共著、ぎょうせい、1986年）など

NKSJ リスクマネジメントについて

NKSJ リスクマネジメント株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社を中核会社とするNKSJグループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任（PL）、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。詳しくは、NKSJ リスクマネジメントのウェブサイト（<http://www.nksj-rm.co.jp/>）をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

NKSJ リスクマネジメント株式会社

研究開発部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-6828 (直通)